

通学区域の現状と課題について（令和元年7月16日現在）

1 通学区域の現状と課題

※別図「久喜市立小・中学校通学区域図」（資料1-2）をご参照ください。

（1）小学校と中学校の通学区域の問題

- ・栗橋地区、鷺宮地区においては、小学校の進学先が複数の中学校となっている通学区域がある。

栗橋地区：栗橋南小（進学先：栗橋西中または栗橋東中）

鷺宮地区：桜田小及び東鷺宮小（進学先：鷺宮中または鷺宮東中）

【経緯等】旧栗橋町では選択希望制度を、旧鷺宮町では自由選択制度を採用しており、平成23年4月1日まで、いずれかの中学校への進学は自由であったが、それ以降は別図の通学区域のとおり、選択はできなくなった。

【問題点】複数の中学校に進学することとなるため、指定された中学校を変更する「指定校外就学願書」が提出されている。

（2）調整区域の取扱い

- ・「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則（以下、「規則」という。）」では、「調整区域」を定めており、通学区域による指定校ではなく、保護者からの願い出により、他の学校に入学または転入学することができる。

① 菖蒲町柴山枝郷字丸谷（菖蒲地区）

本来は栢間小学校の通学区域であるが、小林小学校に通学が可能。

② 西大輪1丁目～5丁目（鷺宮地区）

本来は鷺宮中学校の通学区域であるが、鷺宮東中学校に通学が可能とされていた時期があった。この規定は、平成24年7月に規則を改正した際、廃止されている。

2 通学区域に関する考え方

（1）市内小・中学校の小規模化への対応

- ・「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、小規模化の著しい学校の教育環境を改善するのに、通学区域の見直しだけでは、課題を解消できないことから、学校統廃合等の検討を進めている。

（2）通学区域の見直しについて

- ・指定校外就学願書が提出されるなどの課題はあるものの、選択希望制度等の廃止や調整区域の見直しを行ってきた経緯を踏まえて、コミュニティ・スクールをはじめとする「地域に根差した学校づくり」を進める、という考え方のもと、現状で、通学区域や調整区域の見直しは考えていない。